2015, 4, 26

## JAL闘争を支える京都の会News No. 40

京都市東山区今熊野南日吉町 17 FAX: 075-531-3856 E-mail: komai123@kfa.biglobe.ne.jp

## あきらめない限り負けはない!

## JAL闘争最高裁決定報告集会 開かれる

JAL闘争最高裁決定報告集会が4月22日、ラボール京都で開かれ、約70人が参加しました。「日本航空の不当解雇撤回をめざす京都支援共闘会議(略称・JAL闘争京都支援共闘)」が主催しました。集会では吉岡徹世話人(京都総評議長)の主催者あいさつのあと、JAL不当解雇撤回客乗原告団・内田妙子団長が報告と決意表明をおこないました。

内田さんは「ほんとうに悔しい。昨年上告に関する署名を提出して、おおかたの見方では2年ぐらいはかかるだろう、どんな決定になろうともこの事件はそんなに簡単に最高裁



も判断しないだろうと言われていた。ところが4ヶ月 足らずで客乗の方は2月4日付け、乗員の方は2月5 日付けということで決定が出された。記者会見で私は 『最高裁の決定はあまりも短い決定であるので、何一 つ審理されたとは思えない。こんな3ヶ月、4ヶ月で 審理されるような中身ではない。決定ありきの判断だったと思う。そこには政治的な意図を非常に感じる。』 と言った。一審、二審の敗訴を乗り越えてなんとか最

高裁でひっくり返してもらいたいという思いで4年あまり活動してきた。一審もああいう 負け方をするとは思っていなかった。稲盛会長(当時)が法廷で『経営上の解雇は必要な

かった。』と証言した。それを一審では心情の吐露で片付けられた。二審では解雇の必要性にとって重要なポイントである人員体制の精緻な数値を出した。高裁の裁判官は会社が反証するための数字も出さなかったにもかかわらず、正確性に欠ける、ということで一審以上にひどい判決を出した。これらについて経緯も中身も含めてきちっと審議されるなら、最高裁のこの決定はなかったはず。



司法は権力に組しているだけではなくて権力機関になっていると、本当に今感じている。 こんなひどい決定が下されても皆さんのご支援で、私たちはあきらめないで活動を続けて いくことを決意できた。私たちは負けない、なぜなら勝つまであきらめないから。裁判が 終結しても不当解雇に変わりはない。引き続き皆さんのご支援をよろしくお願いします。」 と述べました。客乗原告団の小森さん、西岡さん、神瀬さんもそれぞれ決意表明をしまし た。引き続きJAL原告団への支援を広げていきましょう。